

## 東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究

高橋, 滋 / TAKAHASHI, Shigeru

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

6

(発行年 / Year)

2019-06-17

令和元年6月17日現在

機関番号：32675  
 研究種目：基盤研究(B)（一般）  
 研究期間：2016～2018  
 課題番号：16H03541  
 研究課題名（和文）東アジア地域における食品安全法制の比較的研究

研究課題名（英文）Food Safety Law in East Asia

## 研究代表者

高橋 滋（TAKAHASHI, Shigeru）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30188007

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本・中国・韓国の食品安全法制について、各国の研究組織の密接な連携の下、現状分析及び課題の抽出を行い、それぞれの国における食品安全法制について政策提言を行うことを目的とするものである。

上記目的を達成するため、日中韓3か国において、行政法・消費者保護法・刑事法の専門的知見を有する研究者や実務家による研究グループを組織し、3年間にわたり各国の食品安全法制について分析を行うとともに、のべ12回の国際研究会を開催した。

これらの緊密な研究交流の結果、日中韓における課題の共有がなされ、日本における成果は、『食品安全法制と市民の安全・安心』（第一法規、2019年2月）として刊行されている。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

世界的に見ても、食品安全法制の整備・改革は重要な課題となっている。しかし、従来の研究は欧米諸国の法制度の研究が中心であり、地理的・文化的に多くの共通点を有する中国・韓国の食品安全法制についての先行研究は乏しかった。

また、従来は、主として行政規制に着目した研究がなされていたが、食品の安全は国民の生命や健康に密接に関連するものであり、消費者保護の観点や違反者に対する刑事罰についても、重要な問題となる。

本研究は、上記のような従来の研究状況において、日中韓の食品安全に関する法制度の比較を行うとともに、行政法・消費者保護法・刑事法の多角的な視点から研究を行った点に、大きな学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）： This study aims to analyze current issues, as well as extract issues, on food safety legislation in Japan, China, and Korea under close cooperation among research organizations in each country. The researchers further aim to make policy recommendations on food safety legislation in their own countries.

For the purpose mentioned above, a 3-year project was organized with a research group including researchers and practitioners who have specialized knowledge of administrative law, consumer protection law, and criminal law in the three countries of Japan, China, and Korea. During the research period, a total of 12 international research conferences or symposia were held.

As a result of the research cooperation, common experiences and issues have been shared among Japan, China, and Korea, and the conclusion of the project has been published as “Food Safety Legislation and Citizen Safety and Security” (TAKAHASHI Shigeru(ed.), Daiichi Hoki, 2019).

研究分野：行政法

キーワード：食品安全 食品安全行政 東アジアの食品安全制度 食品安全と行政法 食品安全と消費者保護法 食品安全と刑事法 食品安全と自治体 食品表示

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

#### (1) 食品安全法制の動向

世界的に見ても、食品の安全確保、リスク管理、表示規制等、広い意味での食品安全に係る法制度をめぐっては、常に、新しい検討課題が浮上し、制度改正が実施されてきた。

日本・中国・韓国においては、2000年以降に以下のような食品安全法制の重要な改正が行われている。

##### 日本

日本においては、( ) 遺伝子組換え食品につき、2001年に安全審査・表示が法的に義務付けられた。また、( ) BSE問題の発生等を受け、食品安全基本法が2003年に制定され、食品安全委員会が設置された。( ) 2009年には、食品表示に係る権限が消費者庁に統一され、( ) 2015年に、食品表示法が施行されて表示が統一された。もっとも、食品については、中小の生産者が多く、流通経路が複雑であり、日々、国民が摂取する食品について、法執行の確保、遺伝子組換え食品の規制・表示等、現時点において、検討すべき課題は多く残されていた。

##### 中国・韓国

中国においては、「粉ミルク事件」(2003年以降)、「乳製品汚染事件」(2008年)等、食品安全をめぐる事件が続けて発生し、国民の不安が高まった。これを受け、規制法制の整備が進展し、2014年には食品安全法が全面改正された。もっとも、日本の食品安全委員会の仕組みに見られるような、リスク評価機関とリスク管理機関の分離は農産物については実施されておらず、安全・表示規制における法の執行等、制度の運用等に係る課題は多いとの指摘がなされていた。

韓国においては、食品安全基本法、食品衛生法、農林水産物品質管理法等の諸法令の下で、整備された食品安全管理、表示規制、遺伝子組換え食品の輸入管理のシステムが構築されている。とはいえ、リスク評価機関とリスク管理機関の分離は未実施であり、また、遺伝子組換え農産物の世界的な普及のなかで、生物多様性の保護、生産・流通体制の整備等が大きな法的課題となる可能性が存在した。

#### (2) 研究の全般的動向

上記のように、食品安全法制のさらなる改革が求められている一方で、日本・中国・韓国において、食品安全法制度に関する研究は活発ではなく、研究の蓄積も十分とはいえない状態であった。日本においては、食品安全委員会の創設の前後に、アメリカ、EU等の議論を参考とした比較法的研究が一時期活発に行われたものの、その後は、食品表示法の改正、遺伝子組換え食品の表示制度の各国比較を踏まえた検討等について、法学分野における検討は少ない状況にあった。

### 2. 研究の目的

本研究は、日本・中国・韓国の食品安全法制について、各国において組織された研究グループの緊密な連携の下に、それぞれの食品安全法制について現状分析及び課題の抽出を行い、最終的に、政策提言を行うことを目的としたものである。

より具体的には、研究開始当初において必ずしも活発でなかった日中韓の食品安全法制の研究について、一橋大学、中国人民大学及び釜山大学の間の組織的研究協力体制を活かし、行政法を中心として、消費者保護法や刑事法を含めた関連領域からなる研究者グループを組織して、本格的かつ包括的な比較法研究を実施し、各国の食品安全法制について多角的な見地から現状を分析した上で問題点を抽出し、各国の食品安全法制の制度改革につながる政策提言を行うことを目的とした。

### 3. 研究の方法

#### (1) 国際研究ネットワークの構築

上記の目的を達成するため、本研究においては、研究代表者の研究ネットワーク及び一橋大学・中国人民大学・釜山大学の組織的研究協力体制を活かし、日中韓3か国において、行政法・消費者保護法・刑事法について専門的知見を有する複数の研究者から成る研究グループを組織し、それらが密接に連携して、食品安全法制に関する本格的かつ包括的な比較法研究を実施した。

なお、日本において本研究助成(科研費基盤研究(B))を受けたほか、中国、韓国においても、それぞれの研究グループが同時期に自国の研究助成を獲得して研究を実施した。

#### (2) 共通認識を基盤とする各国の現状分析と課題の抽出

食品安全法制は、( ) 生命健康リスクを対象とし、( ) 生産・流通経路が複雑であり、( ) 規制対象が多様である等、共通する課題を有する一方で、各国が直面する課題の現れ方は様々である。本研究においては、このような食品安全法制の特徴を前提として、日中韓3か国における法制度について、行政法・消費者保護法・刑事法それぞれの立場から比較分析を行い、かかる作業を通じて得られた食品安全法制に関する制度的課題についての共通認識を理論的基盤として、各国の研究グループにおいて、自国が直面する喫緊の課題に対応する法制度の改革案について検討を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 食品安全法制に関する日中韓3か国の研究者グループの連携・協力体制

本研究の最大の特徴は、これまで十分に比較研究がなされてこなかった日本・中国・韓国の食品安全法制について、各国において、行政法・消費者保護法・刑事法の専門的知見を有する研究者・実務家から構成される研究グループが組織され、それぞれが密接に連携して、それぞれの法制度について比較分析を行った点にある。

このような、3年間にわたる密接な連携・協力体制の下での比較分析の作業と、のべ12回にわたる国際共同研究会の実施により、次に述べる研究そのものの成果の前提となる共通認識が形成されたことはもとより、各国の研究者間の緊密な連携体制が構築されたことは、本研究によって得られた重要な成果といえることができる。より具体的には、各年度において、( )全体研究会(2016年度東京、2017年度釜山、2018年度北京)( )行政法分科会(2016年度北京、2017年度東京、2018年度釜山)( )消費者保護法分科会(2016年度釜山、2017年度東京、2018年度東京)( )刑事法分科会(2016年度北京、2017年度北京、2018年度東京)が開催され、日本・中国・韓国の食品安全に関する研究者・実務家がのべ200人以上参加し、これらを通じて得られた各国の研究グループ間の連携・協力体制は、今後も継続される。

##### (2) 研究成果の概要

###### 政策提言の前提

「食の安全」の基本的な視点として、食の安全は人間の生存の基本であることが挙げられる。よって、被害発生防止が第一であり、被害救済(事後救済)は第二である。また、その他の視点として、( )食の安全の前提としての「食の安定供給」や、( )食の安心の外延にある「食の安心」、さらに、( )食=生活の質及び食文化も、保護されるべき法的価値となる。

これらの法的利益を保護するための手法として、第一に被害発生防止のための仕組みが挙げられる。これには、行政規制及びその実効性確保のための行政的介入(直接・間接の強制手段や消費者教育・啓発などの情動的的手法)及び司法的介入(適格消費者団体による違法行為の差止訴訟など)のほか、事業者(企業)や業界団体による自主管理がある。第二に、被害が発生した場合の被害救済の仕組みが挙げられ、これには、民事上の不法行為責任や契約責任、製造物責任等のほか、事業者による自主的賠償や返金の仕組みがある。

また、「食の安全」に係る制度設計にあたって問題となる「食」ないし「食品」の特性として、( )上記のように法制度のあり方を検討するにあたっての視点が多様であることに加えて、食そのものも多様性を有しており、規制対象となる事業者も多種多様であること、( )市場が巨大かつ複雑であり、規制が省庁の枠を超えた領域横断的なものになること、( )グローバル化と地域ブランド化が同時進行しており、双方の観点からの制度設計が求められること、などが挙げられる。

###### 行政的・司法的介入の仕組みとその外延

行政的介入の仕組みとして、( )HACCPやGAPに代表される生産工程管理と「認証」、( )近年、毒物等の有害物質の意図的な混入を防ぐための手法として注目を集めている食品防御(Food Defense)( )食品事故の原因究明と迅速な対応を可能とする食品トレーサビリティ、( )消費者に「食品」に関する情報を提供することで「食」の安全確保に資する食品表示、などが挙げられる。また、( )「食の安全」や「食の安心」を確保するには、食品に関するリスク分析(リスクアナリシス)を構成する3要素(リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーション)が適切に実施されることが肝要であり、そのための組織的仕組みとして、リスク評価機関のリスク管理機関からの独立性の保持や、リスクコミュニケーションへの消費者の参加などが求められる。

司法的介入の仕組みとしては、現行制度においても、食品表示に係る適格消費者団体による差止訴訟が存在するものの、必ずしも十分であるとはいえない。抑止効果と被害救済の双方の観点から、安全性を欠く食品を販売したことを通じて事業者が得た不当利得を剥奪し、被害者救済に充てる制度について検討することが求められる。

加えて、事業者や業界団体による自主管理や自主的な被害者救済を促すため、既存の企業統治システムを有効に機能させるとともに、事業者等のさらなる意識向上に向けた外部評価の仕組み等を構築することが今後の検討課題となる。

###### 刑事制裁と民事的救済

食品安全法制においても、立法段階における刑事罰の多用傾向と対象の拡張傾向を指摘することができる。しかしながら、執行段階において実際に食品安全法制における罰則規定が適用されることは少なく、この点は、中国や韓国との比較において特徴的である。また、刑事罰と連動することが法制度上予定されている行政上の不利益処分(営業許可の取消し等)についても、その運用例は極めて少ない。刑事罰による抑止効果を高めるには、罪刑法定主義や刑法の謙抑性、法益保護主義といった刑法上の諸原則との整合性を念頭においた上で、悪質な違反行為については厳しく対応する姿勢を示し、必要なものについては公判請求するという運用を検討する必要がある。

また、民事的救済のための制度については、前述した民事差止訴訟と同様、現行制度は

必ずしも十分であるとはいえない。抑止を主眼とした不当利得の剥奪のための民事的手法としての団体訴訟制度の導入や、同種被害について被害者が共同して、あるいは消費者団体に授權して民事訴訟を提起できる制度の創設について検討する必要がある。

### (3) 成果物

本研究によって得られた成果は、下記の雑誌論文や学会報告において公表されているほか、主たる成果については、高橋滋ほか編著『食品安全法制と市民の安全・安心』（第一法規、2019年）に取りまとめられ、出版されている（下記5〔図書〕）。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計12件)

- 下山憲治、食品衛生法等の改正について、自治総研、査読無、483号、2019年、1-31頁  
田中良弘、食品安全法制における罰則規定：わが国における行政罰の各論的検討(2)、法政理論（新潟大学）、査読無、51巻2号、2018年、41-75頁  
Arno Scherzberg and research assistant Irena Garbe, Food Safety Regulation in Europe and Germany, 法政論集（名古屋大学）、査読無、276号、2018年、1-32頁  
松本恒雄、たばこの表示に関する規制：消費者保護の観点から、学術の動向、査読無、22巻6号、2017年、70-75頁  
王雲海、日本の刑事責任・民事責任・行政責任の限界：食品安全違反事件を中心に、人民検察、査読無、8期、2017年、49-52頁  
林康史、経営とガバナンスから見た食の安全：日本・中国・韓国の比較、経済学季報（立正大学）、査読無、67巻2・3号、2017年、73-109頁  
高橋滋、「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」の発足に際して、自治研究、査読無、93巻10号、2017年、3-8頁  
韓大元・周セイ（訳）、中国食品安全法の基本理念、自治研究、査読無、93巻10号、2017年、9-14頁  
楊立新・周セイ（訳）、欠陥食品の経営販売参与者に対する権利侵害責任（不法責任）の併合規定：中国「食品安全法」について、自治研究、査読無、93巻10号、2017年、15-18頁  
王勝恵・金旻徳（訳）、韓国における食品安全規制の体系（概観）、自治研究、査読無、93巻10号、2017年、19-22頁  
徐熙錫・金旻徳（訳）、王報告へのコメント、自治研究、査読無、93巻10号、2017年、23-24頁  
田中良弘、日本における食品表示法制：食品偽装に関する刑罰規定を中心に、自治研究、査読無、93巻10号、2017年、25-30頁

### 〔学会発表〕(計27件)

- 高橋滋、食品安全法制プロジェクト：日本法への政策提言（まとめ）、東アジア地域における食品安全法制の研究フォーラム、2018年12月1日、中国人民大学（北京）  
下山憲治、行政法分野における研究成果と課題（総括報告）、東アジア地域における食品安全法制の研究フォーラム、2018年12月1日、中国人民大学（北京）  
青木人志、刑事法総括報告、東アジア地域における食品安全法制の研究フォーラム、2018年12月1日、中国人民大学（北京）  
滝沢昌彦、消費者保護法総括報告、東アジア地域における食品安全法制の研究フォーラム、2018年12月1日、中国人民大学（北京）  
藤原凜、日韓食品安全システムの比較、2018年アジア食品安全システム向上のための日韓（韓日）研究者交流会議、2018年10月26日、函館大学（函館）  
松本恒雄、食品安全法制の現状と課題、平成30年度一橋大学政策フォーラム「食の安全をいかに守るか：行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」、2018年9月24日、一橋講堂（東京）  
高橋滋、食品安全法制プロジェクトについて：日本法への政策提言、平成30年度一橋大学政策フォーラム「食の安全をいかに守るか：行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」、2018年9月24日、一橋講堂（東京）  
高橋滋・下山憲治・周セイ・田中良弘、行政法の立場からの政策提言、平成30年度一橋大学政策フォーラム「食の安全をいかに守るか：行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」、2018年9月24日、一橋講堂（東京）  
松本恒雄・黒川哲志・林康史・滝沢昌彦、消費者保護法の立場からの政策提言、平成30年度一橋大学政策フォーラム「食の安全をいかに守るか：行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」、2018年9月24日、一橋講堂（東京）  
青木人志・田中良弘・藤原凜・王雲海、刑事法の立場からの政策提言、平成30年度一橋大学政策フォーラム「食の安全をいかに守るか：行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」、2018年9月24日、一橋講堂（東京）  
下山憲治、食品の安全確保に向けた組織と情報発信・リスクコミュニケーション、韓中日国際学術大会「食品安全と情報・リスクコミュニケーション」、2018年7月7日、釜山大

学(釜山、韓国)

青木人志、食品安全法制における罰則規定の役割、日中韓国際共同研究会「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」2018年度刑事法・消費者保護法領域別研究会、2018年6月30日、一橋講堂(東京)

滝沢昌彦、日本における消費者団体訴訟、日中韓国際共同研究会「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」2018年度刑事法・消費者保護法領域別研究会、2018年6月30日、一橋講堂(東京)

黒川哲志、日本における食品トレーサビリティ制度の課題と可能性(消費者保護法の視点)、東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究2017年度全体研究会、2018年3月9日、如水会館コンファレンスルーム(東京)

高橋滋、食品・農水産物の生産管理工程の認証：グローバル化と食の安全・安心、東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究2017年度全体研究会、2018年3月9日、如水会館コンファレンスルーム(東京)

田中良弘、日本の食品安全法制における罰則規定、東アジア地域における食品安全法制の比較研究2018年度刑事法分科会、2018年1月7日、中国人民大学(北京、中国)

吉岡郁美、食品衛生法の不利益処分と刑罰：営業許可取消しを中心に、東アジア地域における食品安全法制の比較研究2018年度刑事法分科会、2018年1月7日、中国人民大学(北京、中国)

王雲海、食の安全に係る事犯の刑事規制の可能性と限界、東アジア地域における食品安全法制の比較研究2018年度刑事法分科会、2018年1月7日、中国人民大学(北京、中国)

宗林さおり、日本における食品安全法制の現況と課題、韓中日国際学術大会「消費者中心のグローバル食品安全行政と法制度」、2017年10月28日、釜山大学(釜山、韓国)

田中良弘、日本の食品安全行政の概要、韓中日国際学術大会「消費者中心のグローバル食品安全行政と法制度」、2017年10月28日、釜山大学(釜山、韓国)

⑲林康史、経営とガバナンスから見た食品の安全、韓中日国際学術大会「消費者中心のグローバル食品安全行政と法制度」、2017年10月28日、釜山大学(釜山、韓国)

⑳滝沢昌彦、事故処理及び被害者救済、韓中日国際学術大会「消費者中心のグローバル食品安全行政と法制度」、2017年10月28日、釜山大学(釜山、韓国)

㉑松本恒雄、日本の食品安全行政：食品事故の予防・拡大防止・被害救済の全体像、韓中日食品安全行政比較研究会、2017年3月18日、釜山大学(釜山、韓国)

㉒田中良弘、日本の遺伝子組換え食品法制、中日韓食品安全法国際シンポジウム、2017年3月18日、中国人民大学(北京、中国)

㉓王雲海、日本の食品犯罪における刑事責任・民事責任・行政責任の相互関係、中日韓食品安全法国際シンポジウム、2017年3月18日、中国人民大学(北京、中国)

㉔高橋滋、「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」の発足に際して、東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究2016年度全体研究会、2016年12月10日、一橋講堂(東京)

㉕田中良弘、日本の食品表示法制、東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究2016年度全体会、2016年12月10日、一橋講堂(東京)

#### [図書](計2件)

高橋滋・松本恒雄・下山憲治・田中良弘・周セイ・黒川哲志・宗林さおり・林康史・滝沢昌彦・青木人志・王雲海・藤原凜・澁谷いづみ・吉岡郁美、食品安全法制と市民の安全・安心、第一法規、2019年、337頁

藤原凜ほか、食品安全管理システムの深層調査及び事故発生時の対応状況、エムエヌディ八ナ、2018年、386頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：青木 人志

ローマ字氏名：(AOKI, Hitoshi)

所属研究機関名：一橋大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：00210998

研究分担者氏名：下山 憲治

ローマ字氏名：(SHIMOYAMA, Kenji)

所属研究機関名：名古屋大学

部局名：法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：00261719

研究分担者氏名：田中 良弘  
ローマ字氏名：( TANAKA, Yoshihiro )  
所属研究機関名：新潟大学  
部局名：人文社会科学系  
職名：准教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 10766744

研究分担者氏名：王 雲海  
ローマ字氏名：( WANG, Yun Hai )  
所属研究機関名：一橋大学  
部局名：大学院法学研究科  
職名：教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 30240568

研究分担者氏名：周 セイ  
ローマ字氏名：( SCHU, Sei )  
所属研究機関名：久留米大学  
部局名：法学部  
職名：准教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 50633476

( 2017-2018 年度 )

研究分担者氏名：滝沢 昌彦  
ローマ字氏名：( TAKIZAWA, Masahiko )  
所属研究機関名：一橋大学  
部局名：大学院法学研究科  
職名：教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 80179580

( 2018 年度 ) 2016-2017 年度は研究協力者

研究分担者氏名：林 康史  
ローマ字氏名：( HAYASHI, Yasushi )  
所属研究機関名：立正大学  
部局名：経済学部  
職名：教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 30409560

( 2016 年度 )

研究分担者氏名：角田 美穂子  
ローマ字氏名：( SUMIDA, Mihoko )  
所属研究機関名：一橋大学  
部局名：大学院法学研究科  
職名：教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 10316903

( 2 ) 研究協力者

研究協力者氏名：松本 恒雄  
ローマ字氏名：( MATSUMOTO, Tsuneo )

研究協力者氏名：宗林 さおり  
ローマ字氏名：( SOURIN, Saori )

研究協力者氏名：黒川 哲志  
ローマ字氏名：( KUROKAWA, Satoshi )

研究協力者氏名：藤原 凜  
ローマ字氏名：( FUJIWARA, Rin )

研究協力者氏名：吉岡 郁美  
ローマ字氏名：( YOSHIOKA, Ikumi )

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。